

第8 税 制

1. 市税税率の変遷	106
2. 住民税の所得控除等一覧	122
3. 過去5ヵ年における主な税制改正等による増減収額	137

1. 市税税率の変遷

年度 税目			34～35	36	37	38	39
市 民 税	個 人	均等割(円)	600	同 左	同 左	同 左	同 左
		所 得 割	$\frac{20}{100}$	同 左	※別表 準拠税率	※別表 準拠税率	※別表 準拠税率
	法 人	均等割(円)	2,400	同 左	同 左	同 左	同 左
		法人税割	$\frac{9.7}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左
県民税		均等割(円)	100	同 左	同 左	同 左	同 左
〔 市民税 と併課 〕	所 得 割	$\frac{8}{100}$	同 左	150万円以下 $\frac{2}{100}$	同 左	同 左	
				150万円超 $\frac{4}{100}$			
固 定 資 産 税		$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	
都 市 計 画 税		$\frac{0.2}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	
軽 自 動 車 税 (円)		○原動機付 自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車 二輪 1,500 ○二輪小型 自動車 2,500	○原動付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車 二輪 1,500 三輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ○二輪の 小型自動車 2,500	○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 ○二輪の小型自動車 2,500	○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 そ の 他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同 左	
市 た ば こ 消 費 税		$\frac{11}{100}$	同 左	$\frac{12}{100}$	$\frac{13.4}{100}$	$\frac{15}{100}$	
電 気 ガ ス 税		$\frac{10}{100}$	同 左	$\frac{9}{100}$	$\frac{8}{100}$	$\frac{7}{100}$	
鉱 産 税		$\frac{1}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	
商 品 切 手 発 行 税		$\frac{3}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	

40	41	42～44
600	同 左	同 左
※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
2,400	同 左	資本金等 1千万円以下 2,400 1千万円超 4,000
$\frac{10.1}{100}$ $\left[\begin{array}{l} \text{S41.4.1前に開始し} \\ \text{6.30前に終了する} \\ \text{事業年度分} \end{array} \frac{10.4}{100} \right]$	$\frac{10.7}{100}$	同 左
100	同 左	同 左
150万円以下 $\frac{2}{100}$ 150万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	同 左
$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左
$\frac{0.2}{100}$	同 左	同 左
○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 4,500 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 そ の 他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同 左	同 左
$\frac{15}{100}$	同 左	$\frac{18.1}{100}$
$\frac{7}{100}$	同 左	同 左
$\frac{1}{100}$	同 左	同 左
$\frac{3}{100}$	同 左	同 左

1. 市税税率の変遷(続)

年度 税目			45	46	47	48	49	50
市 民 税	個人	均等割(円)	600	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		所 得 割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
	法人	均等割(円)	資本金等 1千万円以下 2,400 1千万円超 4,000	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		法人税割	$\frac{10.7}{100}$	同 左	同 左	同 左	$\frac{13.7}{100}$	同 左
県民税		均等割(円)	100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
〔市民税 と併課〕		所 得 割	150万円以下 $\frac{2}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
			150万円超 $\frac{4}{100}$					
固 定 資 産 税			$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都 市 計 画 税			$\frac{0.2}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税(円)			○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 4,500 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税			$\frac{18.1}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
電気ガス税			$\frac{7}{100}$	同 左	同 左	$\frac{6}{100}$	電気税 $\frac{6}{100}$ ガス税 $\left\{\begin{array}{l} \frac{5}{100} \\ \frac{4}{100} \end{array}\right.$	電気税 $\frac{5}{100}$ ガス税 $\frac{3}{100}$
鉱 産 税			$\frac{1}{100}$	S46.3.29 削除				
商品切手発行税			$\frac{3}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
入 湯 税 (円)			(45年度から) 20	40	同 左	同 左	同 左	100
特別土地保有税						保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同 左	同 左
事業所税								新增設分 5,000円 資産割 300円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$

年度 税目			51	52	53
市 民 税	個人	均等割(円)	1,700	同 左	同 左
		所 得 割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
	法人	均等割(円)	○資本等の金額1億円超・ 従業者100人超 40,000 ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人以下 20,000 ○資本等の金額1千万円超・ 1億円以下 20,000 ○資本等の金額1千万円以下 7,200	○資本等の金額1億円超・ 従業者100人超 134,000 ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人以下 40,000 ○資本等の金額1千万円超 1億円以下 40,000 ○資本等の金額1千万円以下 8,000	○ 資本等の金額(相互会社は純資産額、以下同じ) 50億円超・従業者100人超 1,000,000 ○ 資本等の金額10億円超50億円以下・従業者 100人超 560,000 ○ $\left\{ \begin{array}{l} \text{資本等の金額1億円超10億円以下・従業者100人超} \\ \text{資本等の金額10億円超・従業者100人以下} \end{array} \right\}$ 134,000 ○ $\left\{ \begin{array}{l} \text{資本等の金額1億円超10億円以下・従業者100人以下} \\ \text{資本等の金額1千万円超1億円以下} \end{array} \right\}$ 40,000 ○ 資本等の金額1千万円以下 8,000 (本則 13,000)
		法人税割	$\frac{13.7}{100}$	$\frac{14.5}{100} \left[\begin{array}{l} \text{資本等の金額} \\ \text{1千万円以下の法人} \end{array} \right. \frac{13.7}{100} \Big]$	同 左
	県民税	均等割(円)	300	同 左	同 左
市民税 と併課	所 得 割	150万円以下 $\frac{2}{100}$ 150万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	同 左	
固 定 資 産 税		$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左	
都 市 計 画 税		$\frac{0.2}{100}$	同 左	$\frac{0.3}{100}$	
軽自動車税(円)		○原動機付自転車 50cc以下 650 90cc以下 1,000 90cc超 1,300 ○軽自動車 二 輪 2,000 三 輪 2,600 四輪以上 $\left\{ \begin{array}{l} \text{乗 用} \left\{ \begin{array}{l} \text{営業用 5,200} \\ \text{自家用 5,900} \end{array} \right. \\ \text{貨物用} \left\{ \begin{array}{l} \text{営業用 2,900} \\ \text{自家用 3,300} \end{array} \right. \end{array} \right.$ ○小型特殊自動車 $\left[\begin{array}{l} \text{農耕作業 1,300} \\ \text{そ の 他 3,900} \end{array} \right.$ C二輪の小型自動車 30	同 左	同 左	
市たばこ消費税		$\frac{18.1}{100}$	同 左	同 左	
電 気 税		$\frac{5}{100}$	同 左	同 左	
ガ ス 税		$\frac{2}{100}$	同 左	同 左	
商品切手発行税		$\frac{4}{100}$	同 左	同 左	
入 湯 税 (円)		100	150	同 左	
特別土地保有税		保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同 左	同 左	
事 業 所 税		新增設分 5,000円 資産割 300円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同 左	同 左	

1. 市税税率の変遷(続)

年度 税目			54	55	56～57																																	
市 民 税	個人	均等割(円)	1,700	2,000	同 左																																	
		所 得 割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率																																	
	法人	均等割(円)	<table><tr><td>資本等の金額</td><td>従業者数</td><td>税 率</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>100人超</td><td>年間 1,000,000</td></tr><tr><td>50億円超</td><td>100人以下</td><td>134,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>100人超</td><td>560,000</td></tr><tr><td>50億円以下10億円超</td><td>100人以下</td><td>134,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>100人超</td><td>134,000</td></tr><tr><td>10億円以下1億円超</td><td>100人以下</td><td>40,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td></td><td>40,000</td></tr><tr><td>1億円以下1千万円超</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td></td><td>当分の間 8,000</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td></td><td>(本則 13,000)</td></tr></table>	資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	100人超	年間 1,000,000	50億円超	100人以下	134,000	資本等の金額	100人超	560,000	50億円以下10億円超	100人以下	134,000	資本等の金額	100人超	134,000	10億円以下1億円超	100人以下	40,000	資本等の金額		40,000	1億円以下1千万円超			資本等の金額		当分の間 8,000	1千万円以下		(本則 13,000)	同 左	同 左
		資本等の金額	従業者数	税 率																																		
資本等の金額	100人超	年間 1,000,000																																				
50億円超	100人以下	134,000																																				
資本等の金額	100人超	560,000																																				
50億円以下10億円超	100人以下	134,000																																				
資本等の金額	100人超	134,000																																				
10億円以下1億円超	100人以下	40,000																																				
資本等の金額		40,000																																				
1億円以下1千万円超																																						
資本等の金額		当分の間 8,000																																				
1千万円以下		(本則 13,000)																																				
法人税割	$\frac{14.5}{100}$ $\left[\begin{array}{cc} \text{資本等の金額} & \frac{13.7}{100} \\ \text{1千万円以下の法人} & \end{array} \right]$	同 左	$\frac{14.7}{100}$ $\left[\begin{array}{cc} \text{資本等の金額} & \frac{13.9}{100} \\ \text{1千万円以下の法人} & \end{array} \right]$																																			
県民税	均等割(円)	300	500	同 左																																		
〔 市民税 と併課 〕	所 得 割	○150万円以下 $\frac{2}{100}$ ○150万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	同 左																																		
	固 定 資 産 税	$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左																																		
都 市 計 画 税		$\frac{0.3}{100}$	同 左	同 左																																		
軽 自 動 車 税 (円)	○原動機付自転車 50cc以下 750 90cc以下 1,100 90cc超 1,450 ○軽自動車 二 輪 2,000 三 輪 2,850 四輪以上 $\left\{ \begin{array}{l} \text{乗 用} \left\{ \begin{array}{l} \text{営業用} 5,200 \\ \text{自家用} 6,500 \end{array} \right. \\ \text{貨物用} \left\{ \begin{array}{l} \text{営業用} 2,900 \\ \text{自家用} 3,650 \end{array} \right. \end{array} \right.$ ○小型特殊自動車 $\left[\begin{array}{l} \text{農耕作業} 1,450 \\ \text{その他} 4,300 \end{array} \right.$ ○二輪の小型自動車 3,650	同 左	同 左																																			
市 た ば こ 消 費 税		$\frac{18.1}{100}$	同 左	同 左																																		
電 気 税		$\frac{5}{100}$	同 左	同 左																																		
ガ ス 税		$\frac{2}{100}$	同 左	同 左																																		
商 品 切 手 発 行 税		$\frac{4}{100}$	同 左	同 左																																		
入 湯 税 (円)		150	同 左	同 左																																		
特 別 土 地 保 有 税	保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同 左	同 左																																			
事 業 所 税	新增設分 5,000円 資産割 300円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	新增設分 6,000円 資産割 500円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同 左																																			

58	59	60																																																																		
2,000	同 左	2,500																																																																		
※別表	※別表	※別表																																																																		
標準税率	標準税率	標準税率																																																																		
<table><tr><td>資本等の金額</td><td>従業者数</td><td>税 率</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>年間 1,500,000</td></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人以下</td><td>270,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>1,000,000</td></tr><tr><td>50億円以下10億円超</td><td>50人以下</td><td>270,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>270,000</td></tr><tr><td>10億円以下1億円超</td><td>50人以下</td><td>100,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>100,000</td></tr><tr><td>1億円以下1千万円超</td><td>50人以下</td><td>80,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>当分の間 48,000 (本則 80,000)</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人以下</td><td>当分の間 16,000 (本則 27,000)</td></tr></table>	資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	50人超	年間 1,500,000	50億円超	50人以下	270,000	資本等の金額	50人超	1,000,000	50億円以下10億円超	50人以下	270,000	資本等の金額	50人超	270,000	10億円以下1億円超	50人以下	100,000	資本等の金額	50人超	100,000	1億円以下1千万円超	50人以下	80,000	資本等の金額	50人超	当分の間 48,000 (本則 80,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 16,000 (本則 27,000)	<table><tr><td>資本等の金額</td><td>従業者数</td><td>税 率</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>年間 3,600,000</td></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人以下</td><td>480,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>2,100,000</td></tr><tr><td>50億円以下10億円超</td><td>50人以下</td><td>480,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>480,000</td></tr><tr><td>10億円以下1億円超</td><td>50人以下</td><td>180,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>180,000</td></tr><tr><td>1億円以下1千万円超</td><td>50人以下</td><td>144,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>当分の間 120,000 (本則 144,000)</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人以下</td><td>当分の間 40,000 (本則 48,000)</td></tr></table>	資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	50人超	年間 3,600,000	50億円超	50人以下	480,000	資本等の金額	50人超	2,100,000	50億円以下10億円超	50人以下	480,000	資本等の金額	50人超	480,000	10億円以下1億円超	50人以下	180,000	資本等の金額	50人超	180,000	1億円以下1千万円超	50人以下	144,000	資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 40,000 (本則 48,000)	同 左
資本等の金額	従業者数	税 率																																																																		
資本等の金額	50人超	年間 1,500,000																																																																		
50億円超	50人以下	270,000																																																																		
資本等の金額	50人超	1,000,000																																																																		
50億円以下10億円超	50人以下	270,000																																																																		
資本等の金額	50人超	270,000																																																																		
10億円以下1億円超	50人以下	100,000																																																																		
資本等の金額	50人超	100,000																																																																		
1億円以下1千万円超	50人以下	80,000																																																																		
資本等の金額	50人超	当分の間 48,000 (本則 80,000)																																																																		
1千万円以下	50人以下	当分の間 16,000 (本則 27,000)																																																																		
資本等の金額	従業者数	税 率																																																																		
資本等の金額	50人超	年間 3,600,000																																																																		
50億円超	50人以下	480,000																																																																		
資本等の金額	50人超	2,100,000																																																																		
50億円以下10億円超	50人以下	480,000																																																																		
資本等の金額	50人超	480,000																																																																		
10億円以下1億円超	50人以下	180,000																																																																		
資本等の金額	50人超	180,000																																																																		
1億円以下1千万円超	50人以下	144,000																																																																		
資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)																																																																		
1千万円以下	50人以下	当分の間 40,000 (本則 48,000)																																																																		
$\frac{14.7}{100}$ 〔資本等の金額 1千万円以下の法人 $\frac{13.9}{100}$ 〕	同 左	同 左																																																																		
500	同 左	700																																																																		
○150万円以下 $\frac{2}{100}$	同 左	同 左																																																																		
○150万円超 $\frac{4}{100}$																																																																				
$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左																																																																		
$\frac{0.3}{100}$	同 左	同 左																																																																		
○原動機付自転車	○原動機付自転車	○原動機付自転車																																																																		
50cc以下 750	50cc以下 1,000	50cc以下 1,000																																																																		
90cc以下 1,100	90cc以下 1,200	90cc以下 1,200																																																																		
90cc超 1,450	90cc超 1,600	90cc超 1,600																																																																		
		(ただし、60.2.15以降取得のミニカーは2,500)																																																																		
○軽自動車	○軽自動車	○軽自動車																																																																		
二 輪 2,000	二 輪 2,400	二 輪 2,400																																																																		
三 輪 2,850	三 輪 3,100	三 輪 3,100																																																																		
四輪以上	四輪以上	四輪以上																																																																		
<table><tr><td rowspan="4">{</td><td>乗 用</td><td>営業用</td><td>5,200</td></tr><tr><td></td><td>自家用</td><td>6,500</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>2,900</td></tr><tr><td>自家用</td><td>3,650</td></tr></table>	{	乗 用	営業用	5,200		自家用	6,500	貨物用	営業用	2,900	自家用	3,650	<table><tr><td rowspan="4">{</td><td>乗 用</td><td>営業用 5,500</td></tr><tr><td></td><td>自家用 7,200</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用 3,000</td></tr><tr><td>自家用 4,000</td></tr></table>	{	乗 用	営業用 5,500		自家用 7,200	貨物用	営業用 3,000	自家用 4,000	<table><tr><td rowspan="4">{</td><td>乗 用</td><td>営業用 5,500</td></tr><tr><td></td><td>自家用 7,200</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用 3,000</td></tr><tr><td>自家用 4,000</td></tr></table>	{	乗 用	営業用 5,500		自家用 7,200	貨物用	営業用 3,000	自家用 4,000																																						
{		乗 用	営業用	5,200																																																																
			自家用	6,500																																																																
		貨物用	営業用	2,900																																																																
	自家用		3,650																																																																	
{	乗 用	営業用 5,500																																																																		
		自家用 7,200																																																																		
	貨物用	営業用 3,000																																																																		
		自家用 4,000																																																																		
{	乗 用	営業用 5,500																																																																		
		自家用 7,200																																																																		
	貨物用	営業用 3,000																																																																		
		自家用 4,000																																																																		
○小型特殊自動車	○小型特殊自動車	○小型特殊自動車																																																																		
<table><tr><td rowspan="2">{</td><td>農耕作業</td><td>1,450</td></tr><tr><td>その他</td><td>4,300</td></tr></table>	{	農耕作業	1,450	その他	4,300	<table><tr><td rowspan="2">{</td><td>農耕作業</td><td>1,600</td></tr><tr><td>その他</td><td>4,700</td></tr></table>	{	農耕作業	1,600	その他	4,700	<table><tr><td rowspan="2">{</td><td>農耕作業</td><td>1,600</td></tr><tr><td>その他</td><td>4,700</td></tr></table>	{	農耕作業	1,600	その他	4,700																																																			
{		農耕作業	1,450																																																																	
	その他	4,300																																																																		
{	農耕作業	1,600																																																																		
	その他	4,700																																																																		
{	農耕作業	1,600																																																																		
	その他	4,700																																																																		
○二輪の小型自動車 3,650	○二輪の小型自動車 4,000	○二輪の小型自動車 4,000																																																																		
$\frac{18.1}{100}$	同 左	従価割 14.3 従量割 千本につき350円																																																																		
$\frac{5}{100}$	同 左	同 左																																																																		
$\frac{2}{100}$	同 左	同 左																																																																		
$\frac{4}{100}$	同 左	同 左																																																																		
150	同 左	同 左																																																																		
保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同 左	同 左																																																																		
新增設分 6,000円 資 産 割 500円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同 左	同 左																																																																		

1. 市税税率の変遷(続)

年度			税目			61	62	63	
市 民 税	個 人	均等割(円)				2,500	同 左	同 左	
		所 得 割	※別表			※別表	※別表		
	法 人	均等割(円)	標準税率			標準税率	標準税率		
			資本等の金額			従業者数	税 率		
			資本等の金額			50人超	年間	3,600,000	
50億円超			50人以下		480,000				
資本等の金額			50人超		2,100,000				
50億円以下10億円超			50人以下		480,000				
資本等の金額			50人超		480,000				
10億円以下1億円超			50人以下		180,000				
資本等の金額			50人超		180,000				
1億円以下1千万円超			50人以下		144,000				
法人税割	資本等の金額			50人超	当分の間	120,000 (本則 144,000)			
	1千万円以下			50人以下	当分の間	40,000 (本則 48,000)			
			$\frac{14.7}{100}$ $\left[\text{資本等の金額1千万円以下の法人 } \frac{13.9}{100} \right]$			同 左	同 左		
県民税		均等割(円)	700			同 左	同 左		
〔市民税 と併課〕		所 得 割	○150万円以下 $\frac{2}{100}$ ○150万円超 $\frac{4}{100}$			同 左	○130万円以下 $\frac{2}{100}$ ○130万円超 $\frac{3}{100}$ ○300万円超 $\frac{4}{100}$		
固 定 資 産 税			$\frac{1.4}{100}$			同 左	同 左		
都 市 計 画 税			$\frac{0.3}{100}$			同 左	同 左		
軽自動車税(円)			○原動機付自転車 四輪以上 50cc以下 1,000 90cc以下 1,200 90cc超 1,600 ミニカー 2,500 ○軽自動車 二 輪 2,400 三 輪 3,100 ○小型特殊自動車 農耕作業 1,600 その他 4,700 ○二輪の小型自動車 4,000			同 左	同 左		
市たばこ消費税 ※平成元年から市たばこ税			従価割14.3(本年度においては、たばこの小売定価から千本につき1,000円を控除)従量割千本につき640円			従価割14.3(S63.3.31までたばこの小売定価から千本につき1,000円を控除)従量割千本につき350円(S62.3.3までは640円)	同 左		
電 気 税			$\frac{5}{100}$			同 左	同 左		
ガ ス 税			$\frac{2}{100}$			同 左	同 左		
商品切手発行税			$\frac{4}{100}$			同 左	同 左		
入 湯 税 (円)			150			同 左	同 左		
特別土地保有税			保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$			同 左	同 左		
事業所税			新增設分 6,000円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$ 資産割 600円			同 左	同 左		

元～2		3～4	5	6																																			
同 左		同 左	同 左	同 左																																			
※別表 標準税率		※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率																																			
同 左		同 左		同 左		<table><tr><td>資本等の金額</td><td>従業者数</td><td>税 率</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>年間 3,600,000</td></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人以下</td><td>492,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>2,100,000</td></tr><tr><td>50億円以下10億円超</td><td>50人以下</td><td>492,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>480,000</td></tr><tr><td>10億円以下1億円超</td><td>50人以下</td><td>192,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>180,000</td></tr><tr><td>1億円以下1千万円超</td><td>50人以下</td><td>156,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>120,000 (本則 144,000)</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人以下</td><td>当分の間 50,000 (本則 60,000)</td></tr></table>	資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	50人超	年間 3,600,000	50億円超	50人以下	492,000	資本等の金額	50人超	2,100,000	50億円以下10億円超	50人以下	492,000	資本等の金額	50人超	480,000	10億円以下1億円超	50人以下	192,000	資本等の金額	50人超	180,000	1億円以下1千万円超	50人以下	156,000	資本等の金額	50人超	120,000 (本則 144,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)
						資本等の金額	従業者数	税 率																															
						資本等の金額	50人超	年間 3,600,000																															
						50億円超	50人以下	492,000																															
						資本等の金額	50人超	2,100,000																															
						50億円以下10億円超	50人以下	492,000																															
						資本等の金額	50人超	480,000																															
						10億円以下1億円超	50人以下	192,000																															
						資本等の金額	50人超	180,000																															
						1億円以下1千万円超	50人以下	156,000																															
資本等の金額	50人超	120,000 (本則 144,000)																																					
1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)																																					
同 左																																							
同 左																																							
○500万円以下 $\frac{2}{100}$ ○500万円超 $\frac{4}{100}$	○550万円以下 $\frac{2}{100}$ ○550万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				
同 左			同 左																																				

1. 市税税率の変遷(続)

年度			7			8	9～10	11～14																																	
税目																																									
市 民 税	個 人	均等割(円)	2,500			3,000	同 左	同 左																																	
		所 得 割	※別表 標準税率			※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率																																	
	法 人	均等割(円)	<table><tr><td>資本等の金額</td><td>従業者数</td><td>税 率</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>年間 3,600,000</td></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人以下</td><td>492,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>2,100,000</td></tr><tr><td>50億円以下10億円超</td><td>50人以下</td><td>492,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>480,000</td></tr><tr><td>10億円以下1億円超</td><td>50人以下</td><td>192,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>180,000</td></tr><tr><td>1億円以下1千万円超</td><td>50人以下</td><td>156,000</td></tr><tr><td>資本等の金額</td><td>50人超</td><td>当分の間 120,000 (本則 144,000)</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人以下</td><td>当分の間 50,000 (本則 60,000)</td></tr></table>			資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	50人超	年間 3,600,000	50億円超	50人以下	492,000	資本等の金額	50人超	2,100,000	50億円以下10億円超	50人以下	492,000	資本等の金額	50人超	480,000	10億円以下1億円超	50人以下	192,000	資本等の金額	50人超	180,000	1億円以下1千万円超	50人以下	156,000	資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)	同 左	同 左	同 左
			資本等の金額	従業者数	税 率																																				
			資本等の金額	50人超	年間 3,600,000																																				
50億円超			50人以下	492,000																																					
資本等の金額			50人超	2,100,000																																					
50億円以下10億円超			50人以下	492,000																																					
資本等の金額			50人超	480,000																																					
10億円以下1億円超			50人以下	192,000																																					
資本等の金額			50人超	180,000																																					
1億円以下1千万円超			50人以下	156,000																																					
資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)																																							
1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)																																							
法人税割	$\frac{14.7}{100}$ 〔資本等の金額1千万円以下の法人 $\frac{13.9}{100}$ 〕			同 左	同 左	同 左																																			
県民税		均等割(円)	700			1,000	同 左	同 左																																	
〔市民税 と併課〕	所 得 割	○700万円以下 $\frac{2}{100}$			同 左	○700万円以下 $\frac{2}{100}$	同 左																																		
		○700万円超 $\frac{4}{100}$				○700万円超 $\frac{3}{100}$																																			
固 定 資 産 税			$\frac{1.4}{100}$			同 左	同 左	同 左																																	
都 市 計 画 税			$\frac{0.3}{100}$			同 左	同 左	同 左																																	
軽 自 動 車 税 (円)			○原動機付自転車 四輪以上 50cc以下 1,000 90cc以下 1,200 90cc超 1,600 ミニカー 2,500 乗 用 { 営業用 5,500 自家用 7,200 貨物用 { 営業用 3,000 自家用 4,000 ○軽自動車 二 輪 2,400 三 輪 3,100 ○小型特殊自動車 農耕作業 1,600 その他 4,700 ○二輪の小型自動車 4,000			同 左	同 左	同 左																																	
市 た ば こ 税			紙巻たばこ 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円			同 左	〃 2,434円 〃 1,155円 ※平成9年4月1日以後の 売渡し分から 適用	〃 2,668円 〃 1,266円 ※平成11年 5月1日以後 の売渡し分か ら適用																																	
入 湯 税 (円)			150			同 左	同 左	同 左																																	
特 別 土 地 保 有 税			保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$			同 左	同 左	同 左																																	
事 業 所 税			新增設分 6,000円 資 産 割 600円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$			同 左	同 左	同 左																																	

15～17	18	19	20～21	22～24	25	26
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	3,500 (東日本大震災復興基本法+500)
※別表 標準税率	※別表 標準税率	$\frac{6}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左 ※ 平成18年4月1日以降、 「資本等の金額」は、 「資本金等の金額」	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左 ※ 平成18年4月1日以降、 「資本等の金額」は、 「資本金等の金額」	同 左	同 左	同 左	同 左	$\frac{12.1}{100} \left[\text{〃} \frac{11.3}{100} \right]$ ※平成26年10月1日 以後に開始する事業 年度から適用
同 左	同 左	同 左	1,500 (森林環境税+500)	同 左	同 左	2,000 (東日本大震災復興基本法+500)
同 左	同 左	$\frac{4}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
〃 2,977円 〃 1,412円 ※平成15年7月1日以後の 売渡し分から適用	〃 3,298円 〃 1,564円 ※平成18年 7月1日以後 の売渡し分か ら適用	同 左	同 左	〃 4,618円 〃 2,190円 ※平成22年 10月1日以後 の売渡し分か ら適用	〃 5,262円 〃 2,495円 ※平成25年 4月1日以後 の売渡し分か ら適用	同 左
150 (日帰り客は50円)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
課税停止 ※平成15年度以降新規課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
資産割 600円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

1. 市税税率の変遷(続)

年度			27			28																																																																						
税目																																																																												
市	個人	均等割(円)	3,500			同 左																																																																						
		所 得 割	$\frac{6}{100}$			同 左																																																																						
	法人	均等割(円)	<table><tr><td>資本金等の金額</td><td>従業者数</td><td>税 率</td></tr><tr><td>資本金等の金額</td><td>50人超</td><td>年間 3,600,000</td></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人以下</td><td>492,000</td></tr><tr><td>資本金等の金額</td><td>50人超</td><td>2,100,000</td></tr><tr><td>50億円以下10億円超</td><td>50人以下</td><td>492,000</td></tr><tr><td>資本金等の金額</td><td>50人超</td><td>480,000</td></tr><tr><td>10億円以下1億円超</td><td>50人以下</td><td>192,000</td></tr><tr><td>資本金等の金額</td><td>50人超</td><td>180,000</td></tr><tr><td>1億円以下1千万円超</td><td>50人以下</td><td>156,000</td></tr><tr><td>資本金等の金額</td><td>50人超</td><td>当分の間 120,000 (本則 144,000)</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人以下</td><td>当分の間 50,000 (本則 60,000)</td></tr></table>	資本金等の金額	従業者数	税 率	資本金等の金額	50人超	年間 3,600,000	50億円超	50人以下	492,000	資本金等の金額	50人超	2,100,000	50億円以下10億円超	50人以下	492,000	資本金等の金額	50人超	480,000	10億円以下1億円超	50人以下	192,000	資本金等の金額	50人超	180,000	1億円以下1千万円超	50人以下	156,000	資本金等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)	同 左																																							
			資本金等の金額	従業者数	税 率																																																																							
資本金等の金額			50人超	年間 3,600,000																																																																								
50億円超			50人以下	492,000																																																																								
資本金等の金額			50人超	2,100,000																																																																								
50億円以下10億円超			50人以下	492,000																																																																								
資本金等の金額			50人超	480,000																																																																								
10億円以下1億円超			50人以下	192,000																																																																								
資本金等の金額			50人超	180,000																																																																								
1億円以下1千万円超			50人以下	156,000																																																																								
資本金等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)																																																																										
1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)																																																																										
法人税割	$\frac{12.1}{100} \left[\text{資本金等の金額1千万円以下の法人} \frac{11.3}{100} \right]$ ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用			同 左																																																																								
県民税		均等割(円)	2,000			同 左																																																																						
〔市民税と併課〕	所 得 割	$\frac{4}{100}$			同 左																																																																							
	固定資産税		$\frac{1.4}{100}$			同 左																																																																						
都市計画税		$\frac{0.3}{100}$			同 左																																																																							
軽自動車税(円)		○原動機付自転車 ○小型特殊自動車 50cc以下 1,000 〔農耕作業 1,600 90cc以下 1,200 〔その他 4,700 90cc超 1,600 ミニカー 2,500 ○二輪の小型自動車 4,000 ○軽自動車(二輪) 2,400 ○軽自動車(三輪以上)			○原動機付自転車 ○小型特殊自動車 50cc以下2,000 〔農耕作業 2,400 90cc以下2,000 〔その他 5,900 90cc超 2,400 ○二輪の小型自動車 6,000 ミニカー 3,700 ○軽自動車(二輪) 3,600 ○軽自動車(三輪以上)																																																																							
		<table><tr><th colspan="3">区 分</th><th>新税率</th><th>旧税率</th></tr><tr><td colspan="3">三 輪</td><td>3,900</td><td>3,100</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>6,900</td><td>5,500</td></tr><tr><td>自家用</td><td>10,800</td><td>7,200</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>3,800</td><td>3,000</td></tr><tr><td>自家用</td><td>5,000</td><td>4,000</td></tr></table>			区 分			新税率	旧税率	三 輪			3,900	3,100	四輪以上	乗用	営業用	6,900	5,500	自家用	10,800	7,200	貨物用	営業用	3,800	3,000	自家用	5,000	4,000	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>新旧税率</th><th colspan="3">軽減</th><th>重課</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th>25%軽減</th><th>50%軽減</th><th>75%軽減</th><th></th></tr><tr><td colspan="2">三 輪</td><td></td><td>3,000</td><td>2,000</td><td>1,000</td><td>4,600</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>5,200</td><td>3,500</td><td>1,800</td><td>8,200</td></tr><tr><td>自家用</td><td>8,100</td><td>5,400</td><td>2,700</td><td>12,900</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>2,900</td><td>1,900</td><td>1,000</td><td>4,500</td></tr><tr><td>自家用</td><td>3,800</td><td>2,500</td><td>1,300</td><td>6,000</td></tr></table>			区 分		新旧税率	軽減			重課				25%軽減	50%軽減	75%軽減		三 輪			3,000	2,000	1,000	4,600	四輪以上	乗用	営業用	5,200	3,500	1,800	8,200	自家用	8,100	5,400	2,700	12,900	貨物用	営業用	2,900	1,900	1,000	4,500	自家用	3,800	2,500	1,300	6,000
		区 分			新税率	旧税率																																																																						
		三 輪			3,900	3,100																																																																						
四輪以上	乗用	営業用	6,900	5,500																																																																								
		自家用	10,800	7,200																																																																								
	貨物用	営業用	3,800	3,000																																																																								
		自家用	5,000	4,000																																																																								
区 分		新旧税率	軽減			重課																																																																						
			25%軽減	50%軽減	75%軽減																																																																							
三 輪			3,000	2,000	1,000	4,600																																																																						
四輪以上	乗用	営業用	5,200	3,500	1,800	8,200																																																																						
		自家用	8,100	5,400	2,700	12,900																																																																						
	貨物用	営業用	2,900	1,900	1,000	4,500																																																																						
		自家用	3,800	2,500	1,300	6,000																																																																						
※新税率は、平成27年4月以降に新車新規登録を受けた車両に適用 ※旧税率は、平成27年3月以前に新車新規登録を受けた車両に適用																																																																												
市たばこ税		紙巻たばこ 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円			紙巻たばこ 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,925円 ※平成28年4月1日以後の売渡し分から適用																																																																							
入 湯 税 (円)		150 (日帰り客は50円)			同 左																																																																							
特 別 土 地 保 有 税		課税停止			同 左																																																																							
事 業 所 税		資産割 600円	従業者割	$\frac{0.25}{100}$	同 左																																																																							

29	30	元																																												
同 左	同 左	3,500																																												
同 左	$\frac{8}{100}$	同 左																																												
同 左	同 左	<table><tr><td>資本金等の金額</td><td>従業員数</td><td>税 率</td></tr><tr><td>資本金等の金額</td><td>50人超</td><td>年間 3,600,000</td></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人以下</td><td>492,000</td></tr><tr><td>資本金等の金額</td><td>50人超</td><td>2,100,000</td></tr><tr><td>50億円以下10億円超</td><td>50人以下</td><td>492,000</td></tr><tr><td>資本金等の金額</td><td>50人超</td><td>480,000</td></tr><tr><td>10億円以下1億円超</td><td>50人以下</td><td>192,000</td></tr><tr><td>資本金等の金額</td><td>50人超</td><td>180,000</td></tr><tr><td>1億円以下1千万円超</td><td>50人以下</td><td>156,000</td></tr><tr><td>資本金等の金額</td><td>50人超</td><td>当分の間 120,000 (本則 144,000)</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人以下</td><td>当分の間 50,000 (本則 60,000)</td></tr></table>	資本金等の金額	従業員数	税 率	資本金等の金額	50人超	年間 3,600,000	50億円超	50人以下	492,000	資本金等の金額	50人超	2,100,000	50億円以下10億円超	50人以下	492,000	資本金等の金額	50人超	480,000	10億円以下1億円超	50人以下	192,000	資本金等の金額	50人超	180,000	1億円以下1千万円超	50人以下	156,000	資本金等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)											
資本金等の金額	従業員数	税 率																																												
資本金等の金額	50人超	年間 3,600,000																																												
50億円超	50人以下	492,000																																												
資本金等の金額	50人超	2,100,000																																												
50億円以下10億円超	50人以下	492,000																																												
資本金等の金額	50人超	480,000																																												
10億円以下1億円超	50人以下	192,000																																												
資本金等の金額	50人超	180,000																																												
1億円以下1千万円超	50人以下	156,000																																												
資本金等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)																																												
1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)																																												
同 左	同 左	$\frac{8.4}{100} \left[\text{資本金等の金額1千万円以下の法人} \frac{7.6}{100} \right]$ ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用																																												
同 左	同 左	同 左																																												
同 左	$\frac{2}{100}$	同 左																																												
同 左	同 左	同 左																																												
同 左	同 左	同 左																																												
同 左	同 左	○原動機付自転車 50cc以下 2,000 90cc以下 2,000 90cc超 2,400 ミニカー 3,700 ○軽自動車(二輪) 3,600 ○軽自動車(三輪以上) ○小型特殊自動車 [農耕作業 2,400 その他 5,900 ○二輪の小型自動車 6,000 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>新旧税率</th><th colspan="3">軽課</th><th>重課</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th></th><th>25% 軽減</th><th>50% 軽減</th><th>75% 軽減</th><th></th></tr><tr><td colspan="2">三 輪</td><td></td><td>3,000</td><td>2,000</td><td>1,000</td><td>4,600</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪 以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>5,200</td><td>3,500</td><td>1,800</td><td>8,200</td></tr><tr><td>自家用</td><td>8,100</td><td>5,400</td><td>2,700</td><td>12,900</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>2,900</td><td>1,900</td><td>1,000</td><td>4,500</td></tr><tr><td>自家用</td><td>3,800</td><td>2,500</td><td>1,300</td><td>6,000</td></tr></table> 環境 性 能 割 燃費基準値の達成度に応じて決定 営業用 非課税、0.5%、1%、2% 自家用 非課税、1%、2%、3% ※当分の間、2%を上限 ※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した乗用車については、税率を1%分軽減	区 分		新旧税率	軽課			重課				25% 軽減	50% 軽減	75% 軽減		三 輪			3,000	2,000	1,000	4,600	四輪 以上	乗用	営業用	5,200	3,500	1,800	8,200	自家用	8,100	5,400	2,700	12,900	貨物用	営業用	2,900	1,900	1,000	4,500	自家用	3,800	2,500	1,300	6,000
区 分		新旧税率	軽課			重課																																								
			25% 軽減	50% 軽減	75% 軽減																																									
三 輪			3,000	2,000	1,000	4,600																																								
四輪 以上	乗用	営業用	5,200	3,500	1,800	8,200																																								
		自家用	8,100	5,400	2,700	12,900																																								
	貨物用	営業用	2,900	1,900	1,000	4,500																																								
		自家用	3,800	2,500	1,300	6,000																																								
紙巻たばこ 1,000本につき 5,262円	紙巻たばこ 1,000本につき 5,692円 ※平成30年10月1日以後の売渡し分から適用	紙巻たばこ 1,000本につき 5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 5,692円 ※令和元年10月1日以後の売渡し分から適用																																												
旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき 3,355円 ※平成29年4月1日以後の売渡し分から適用	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 4,000円 ※平成30年4月1日以後の売渡し分から適用	加熱式たばこ 重量換算×0.6、(重量換算+価格換算)×0.4 ※令和元年10月1日以後の売渡し分から適用																																												
同 左	同 左	150 (日帰り客は50円)																																												
同 左	同 左	同 左																																												
同 左	同 左	同 左																																												

1. 市税税率の変遷(続)

年度			2		3																																										
税目																																															
市	個人	均等割(円)	3,500		同左																																										
		所得割	$\frac{8}{100}$		同左																																										
	法人	均等割(円)	<table><tr><td>資本金等の金額</td><td>従業者数</td><td>税率</td></tr><tr><td>資本金等の金額</td><td>50人超</td><td>年間 3,600,000</td></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人以下</td><td>492,000</td></tr><tr><td>資本金等の金額</td><td>50人超</td><td>2,100,000</td></tr><tr><td>50億円以下10億円超</td><td>50人以下</td><td>492,000</td></tr><tr><td>資本金等の金額</td><td>50人超</td><td>480,000</td></tr><tr><td>10億円以下1億円超</td><td>50人以下</td><td>192,000</td></tr><tr><td>資本金等の金額</td><td>50人超</td><td>180,000</td></tr><tr><td>1億円以下1千万円超</td><td>50人以下</td><td>156,000</td></tr><tr><td rowspan="2">資本金等の金額</td><td>50人超</td><td>当分の間 (本則 120,000 144,000)</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>当分の間 (本則 50,000 60,000)</td></tr></table>		資本金等の金額	従業者数	税率	資本金等の金額	50人超	年間 3,600,000	50億円超	50人以下	492,000	資本金等の金額	50人超	2,100,000	50億円以下10億円超	50人以下	492,000	資本金等の金額	50人超	480,000	10億円以下1億円超	50人以下	192,000	資本金等の金額	50人超	180,000	1億円以下1千万円超	50人以下	156,000	資本金等の金額	50人超	当分の間 (本則 120,000 144,000)	50人以下	当分の間 (本則 50,000 60,000)	同左										
		資本金等の金額	従業者数	税率																																											
資本金等の金額	50人超	年間 3,600,000																																													
50億円超	50人以下	492,000																																													
資本金等の金額	50人超	2,100,000																																													
50億円以下10億円超	50人以下	492,000																																													
資本金等の金額	50人超	480,000																																													
10億円以下1億円超	50人以下	192,000																																													
資本金等の金額	50人超	180,000																																													
1億円以下1千万円超	50人以下	156,000																																													
資本金等の金額	50人超	当分の間 (本則 120,000 144,000)																																													
	50人以下	当分の間 (本則 50,000 60,000)																																													
	法人税割	$\frac{8.4}{100} \left[\text{資本金等の金額1千万円以下の法人} \quad \frac{7.6}{100} \right]$ ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用		同左																																											
県民税		均等割(円)	2,000		同左																																										
		所得割	$\frac{2}{100}$		同左																																										
国税 (市民税と併課)		森林環境税(円)	-		-																																										
固定資産税			$\frac{1.4}{100}$		同左																																										
都市計画税			$\frac{0.3}{100}$		同左																																										
軽自動車税	種別割(円)	○原動機付自転車 ○小型特殊自動車 50cc以下 2,000 農耕作業 2,400 90cc以下 2,000 その他 5,900 90cc超 2,400 ミニカー 3,700 ○二輪の小型自動車 ○軽自動車(二輪) 3,600 6,000 ○軽自動車(三輪以上) <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th rowspan="2">新旧税率</th><th colspan="3">軽課</th><th rowspan="2">重課</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>25% 軽減</th><th>50% 軽減</th><th>75% 軽減</th></tr><tr><td colspan="2">三 輪</td><td rowspan="4">平成27年度 税率表に 同じ</td><td>3,000</td><td>2,000</td><td>1,000</td><td>4,600</td></tr><tr><td rowspan="3">四輪 以上</td><td>乗用</td><td>5,200</td><td>3,500</td><td>1,800</td><td>8,200</td></tr><tr><td>自家用</td><td>8,100</td><td>5,400</td><td>2,700</td><td>12,900</td></tr><tr><td>貨物用</td><td>2,900</td><td>1,900</td><td>1,000</td><td>4,500</td></tr><tr><td></td><td>自家用</td><td>3,800</td><td>2,500</td><td>1,300</td><td>6,000</td></tr></table>			区 分		新旧税率	軽課			重課			25% 軽減	50% 軽減	75% 軽減	三 輪		平成27年度 税率表に 同じ	3,000	2,000	1,000	4,600	四輪 以上	乗用	5,200	3,500	1,800	8,200	自家用	8,100	5,400	2,700	12,900	貨物用	2,900	1,900	1,000	4,500		自家用	3,800	2,500	1,300	6,000	同左	
		区 分		新旧税率	軽課			重課																																							
			25% 軽減		50% 軽減	75% 軽減																																									
三 輪		平成27年度 税率表に 同じ	3,000	2,000	1,000	4,600																																									
四輪 以上	乗用		5,200	3,500	1,800	8,200																																									
	自家用		8,100	5,400	2,700	12,900																																									
	貨物用		2,900	1,900	1,000	4,500																																									
	自家用	3,800	2,500	1,300	6,000																																										
	環境性能割	燃費基準値の達成度に応じて決定 営業用 非課税、0.5%、1%、2% 自家用 非課税、1%、2%、3% ※当分の間、2%を上限 ※令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した 自家用乗用車については、税率を1%分軽減			同左 ※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した 自家用乗用車については、税率を1%分軽減																																										
市たばこ税		紙巻たばこ 1,000本につき 6,122円 加熱式たばこ 重量換算×0.4、(重量換算+価格換算)×0.6 ※令和2年10月1日以後の売渡し分から適用 軽量な葉巻たばこ 0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばことみなす ※令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経過措置			紙巻たばこ 1,000本につき 6,552円 加熱式たばこ 重量換算×0.2、(重量換算+価格換算)×0.8 ※令和3年10月1日以後の売渡し分から適用 軽量な葉巻たばこ 1グラム未満の葉巻たばこを1本の紙巻たばことみなす ※令和3年10月1日以後の売渡し分から適用																																										
入 湯 税 (円)			50		同左																																										
特 別 土 地 保 有 税			課税停止		同左																																										
事 業 所 税			資産割 600円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$		同左																																										
宿 泊 税 (円)			宿泊料金2万円未満 200(市税150円, 県税50円) 宿泊料金2万円以上 500(市税450円, 県税50円)		同左																																										

4～5	6～7
同左	3, 000
同左	同左
同左	同左
同左	同左
同左	同左
同左	1, 500
同左	同左
-	1, 000
同左	同左
同左	同左
同左	同左
燃費基準値の達成度に応じて決定 営業用 非課税、0.5%、1%、2% 自家用 非課税、1%、2%、3% ※当分の間、2%を上限	同左
同左	同左
同左	同左
同左	同左
同左	同左
同左	同左

(別表)

市民税(個人)所得割の税率の変遷

区分 年度		市民税所得割・県民税所得割														
昭和37年～ 昭和47年度	課税所得階級	万円	15	40	70	100	150	250	400	600	1,000	2,000	3,000	5,000	5,000～	
	計	%	4	5	6	7	8	11	12	13	14	15	16	17	18	
	市	%	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	県	%	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	
昭和48年～ 昭和54年度	課税所得階級	万円	30	50	80	110	150	250	400	600	1,000	2,000	3,000	5,000	5,000～	
	計	%	4	5	6	7	8	11	12	13	14	15	16	17	18	
	市	%	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	県	%	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	
昭和55年～ 昭和59年度	課税所得階級	万円	30	45	70	100	130	150	230	370	570	950	1,900	2,900	4,900	4,900～
	計	%	4	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18
	市	%	2	3	4	5	6	7	7		9	10	11	12	13	14
	県	%	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4
昭和60年～ 昭和62年度	課税所得階級	万円	20	45	70	95	120	150	220	370	570	950	1,900	2,900	4,900	4,900～
	計	%	4.5	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18
	市	%	2.5	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4
昭和63年度	課税所得階級	万円	60	130	260	460	950	1,900	1,900～							
	計	%	5	7	10	12	14	15	16							
	市	%	3	5	7	8	10	11	12							
	県	%	2	2	3	4	4	4	4							
平成元年～ 平成2年度	課税所得階級	万円	120	500	500～											
	計	%	5	10	15											
	市	%	3	8	11											
	県	%	2	2	4											
平成3年～ 平成6年度	課税所得階級	万円	160	550	550～											
	計	%	5	10	15											
	市	%	3	8	11											
	県	%	2	2	4											
平成7年～ 平成8年度	課税所得階級	万円	200	700	700～											
	計	%	5	10	15											
	市	%	3	8	11											
	県	%	2	2	4											
平成9年～ 平成10年度	課税所得階級	万円	200	700	700～											
	計	%	5	10	15											
	市	%	3	8	12											
	県	%	2	2	3											
平成11年～ 平成18年度	課税所得階級	万円	200	700	700～											
	計	%	5	10	13											
	市	%	3	8	10											
	県	%	2	2	3											
平成19年度～	課税所得階級	万円	一律			平成30年度～	課税所得階級	万円	一律							
	計	10			計		10									
	市	6			市		8									
	県	4			県		2									

2. 住民税の所得控除等一覧

項 目		平 成 6 年 度	平 成 7 年 度
給与所得控除		(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,650,000円以下 収入金額×40% (3) 1,650,000円超 3,300,000円以下 収入金額×30%+165,000円 (4) 3,300,000円超 6,000,000円以下 収入金額×20%+495,000円 (5) 6,000,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,095,000円 (6) 10,000,000円超 収入金額× 5%+1,595,000円	同 左
所 <			

※平成元年度から、老人配偶者控除又は老人扶養控除と障害者控除との重複適用ができる。

項 目		平 成 8 ～ 10 年 度	平 成 11 年 度	平 成 12 ～ 16 年 度								
給与所得控除		(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40% (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (6) 10,000,000円超 収入金額× 5%+1,700,000円	同 左	同 左								
所得控除	雑 損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 ①、②いずれか多い額	同 左	同 左								
	医 療 費	(医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同 左	同 左								
	社 会 保 険 料	支払った金額	同 左	同 左								
	所 生 命 保 険 料	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計 <table><tr><td>支払金額が15,000円以下の場合</td><td>その金額</td></tr><tr><td>支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合</td><td>支払金額×1/2+ 7,500円</td></tr><tr><td>支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合</td><td>支払金額×1/4+17,500円</td></tr><tr><td>支払金額が70,000円を超える場合</td><td>35,000円</td></tr></table>	支払金額が15,000円以下の場合	その金額	支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+ 7,500円	支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円	支払金額が70,000円を超える場合	35,000円	同 左	同 左
	支払金額が15,000円以下の場合	その金額										
	支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+ 7,500円										
	支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円										
	支払金額が70,000円を超える場合	35,000円										
	得 損 害 保 険 料	短期損害保険の場合 支払金額が1,000円以下 支払金額全額 1,000円超 3,000円以下 支払金額×1/2+500円 3,000円超 2,000円(限度額) 長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 10,000円)	同 左	同 左								
	寄 附 金	{(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}－10万円	同 左	同 左								
控 障 害 者	26万円(特別障害者 28万円)	26万円(特別障害者 30万円)	同 左									
老 年 者	48万円	同 左	同 左									
寡 婦 (寡 夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同 左	同 左									
勤 労 学 生	26万円	同 左	同 左									
除	配 偶 者	33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 54万円)	33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円)	同 左								
	扶 養	33万円(特定扶養 41万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 54万円)	33万円(特定扶養 43万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)	33万円(特定扶養 45万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)								
	配 偶 者 特 別 控 除	最高 33万円	同 左	同 左								
	基 礎	33万円	同 左	同 左								

2. 住民税の所得控除等一覧(続)

項 目		平 成 17 年 度	平 成 18 ～ 19 年 度								
給与所得控除		(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40% (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (6) 10,000,000円超 収入金額× 5%+1,700,000円	同 左								
年金所得控除		・65歳以上の者 (1) 260万円以下 1,400,000円 (2) 260万円超 460万円以下 収入金額×25%+75万円 (3) 460万円超 820万円以下 収入金額×15%+121万円 (4) 820万円超 収入金額×5%+203万円 ・65歳未満の者 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	・65歳以上の者 (1) 330万円以下 1,200,000円 (2) 330万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円 ・65歳未満の者 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円								
所得控除	雑 損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 ①、②いずれか多い額	同 左								
	医 療 費	(医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%)と10万円とのいずれか低い金額} (限度額200万円)	同 左								
	社 会 保 険 料	支払った金額	同 左								
	所 生 命 保 険 料	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計(限度額7万円) <table><tr><td>支払金額が15,000円以下の場合</td><td>支払金額の全額</td></tr><tr><td>支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合</td><td>支払金額×1/2+ 7,500円</td></tr><tr><td>支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合</td><td>支払金額×1/4+17,500円</td></tr><tr><td>支払金額が70,000円を超える場合</td><td>35,000円</td></tr></table>	支払金額が15,000円以下の場合	支払金額の全額	支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+ 7,500円	支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円	支払金額が70,000円を超える場合	35,000円	同 左
	支払金額が15,000円以下の場合	支払金額の全額									
	支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+ 7,500円									
	支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円									
	支払金額が70,000円を超える場合	35,000円									
	得 損 害 保 険 料	短期損害保険の場合 支払金額が1,000円以下 支払金額の全額 1,000円超 3,000円以下 支払金額×1/2+500円 3,000円超 2,000円(限度額) 長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 10,000円)	同 左								
	寄 附 金	{(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}－10万円	同 左								
障 害 者	26万円(特別障害者 30万円)	同 左									
老 年 者	48万円	廃 止									
寡 婦 (寡 夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同 左									
勤 労 学 生	26万円	同 左									
基礎控除	配 偶 者	33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円)	同 左								
	扶 養	33万円(特定扶養 45万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)	同 左								
	配 偶 者 特 別 控 除	最高 33万円 (※)	同 左								
	基 礎	33万円	同 左								

(※) 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円を超え76万円未満の者

項 目		平 成 20 年 度	平 成 21 ～ 23 年 度	
給与所得控除		(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40％ (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30％＋180,000円 (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20％＋540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10％＋1,200,000円 (6) 10,000,000円超 収入金額× 5％＋1,700,000円	同 左	
年金所得控除		・65歳以上の者 (1) 330万円以下 1,200,000円 (2) 330万円超 410万円以下 収入金額×25％+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15％+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5％+155万5千円 ・65歳未満の者 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25％+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15％+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5％+155万5千円	同 左	
所得控除	雑 損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10％) ②災害関連支出額－5万円 ①、②いずれか多い額	同 左	
	医 療 費	(医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5％) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額200万円)	同 左	
	社 会 保 険 料	支払った金額	同 左	
	所 生 命 保 険 料	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計(限度額7万円)		同 左
		支払金額が15,000円以下の場合	支払金額の全額	
		支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+ 7,500円	
		支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円	
		支払金額が70,000円を超える場合	35,000円	
	地 震 保 険 料 (損害保険料)	平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日 までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円)		同 左
		寄 附 金 { (支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25％) とのいずれか少ない方の金額 } －10万円		
		障 害 者 26万円(特別障害者 30万円)		
		寡 婦 (寡 夫) 26万円(母子家庭 30万円)		
		勤 労 学 生 26万円		
		配 偶 者 33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円)		
		扶 養 33万円(特定扶養 45万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)		
		配 偶 者 最高 33万円 特 別 控 除 (※)		
		基 礎 33万円		

(※) 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円を超え76万円未満の者

2. 住民税の所得控除等一覧(続)

項 目		平 成 24 年 度	平 成 25 年 度
給与所得控除	(1) 1,625,000円以下	650,000円	同 左
	(2) 1,625,000円超	1,800,000円以下 収入金額×40%	
	(3) 1,800,000円超	3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円	
	(4) 3,600,000円超	6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円	
	(5) 6,600,000円超	10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円	
	(6) 10,000,000円超	収入金額× 5%+1,700,000円	
年金所得控除	・65歳以上の者	(1) 330万円以下 1,200,000円 (2) 330万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	同 左
	・65歳未満の者	(1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	
雑 損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 ①、②いずれか多い額		同 左
	医 療 費 (医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額200万円)		同 左
社 会 保 険 料	支払った金額		同 左
	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計(限度額7万円)		①旧契約に基づく保険料の支払金額が ②新契約に基づく保険料の支払金額が 15,000円以下の場合 支払金額全額 12,000円以下の場合 支払金額全額 15,000円超 40,000円以下 支払金額×1/2+7,500円 12,000円超 32,000円以下 支払金額×1/2+6,000円 40,000円超 70,000円以下 支払金額×1/4+17,500円 32,000円超 56,000円以下 支払金額×1/4+14,000円 70,000円超 35,000円 56,000円超 28,000円 (一般・個人年金それぞれに適用) (一般・個人年金・介護医療それぞれに適用) ①②共にある場合 上記の合計額 (限度額7万円)
所 得 税 控 除	生命保険料	支払金額が15,000円以下の場合 支払金額の全額 支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合 支払金額×1/2+ 7,500円 支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合 支払金額×1/4+17,500円 支払金額が70,000円を超える場合 35,000円	
	地 震 保 険 料	①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②旧長期契約の場合 ※平成18年末までに締結した、保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円)	同 左
障 害 者	26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障害者加算 23万円)		同 左
	寡 婦 (寡 夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同 左
勤 労 学 生	26万円		同 左
	配 偶 者	33万円 (老 人 38万円)	同 左
扶 養	33万円 (16歳未満の者を除く) (特定扶養 45万円) (19歳以上23歳未満の者) (老 人 38万円) (70歳以上の者) (同居老親等 45万円) (〃)		同 左
	配 偶 者 特 別 控 除 (※)	最高 33万円	同 左
基 礎	33万円		同 左

(※) 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円を超え76万円未満の者

項 目		平 成 26 年 度 ～ 28 年 度	平 成 29 年 度
給与所得控除		(1) 1,625,000円以下 650,000円	(1) 1,625,000円以下 650,000円
		(2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40%	(2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40%
		(3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円	(3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円
		(4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円	(4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円
		(5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円	(5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円
		(6) 10,000,000円超 15,000,000円以下 収入金額×5%+1,700,000円	(6) 10,000,000円超 12,000,000円以下 収入金額×5%+1,700,000円
		(7) 15,000,000円超 2,450,000円	(7) 12,000,000円超 2,300,000円
年金所得控除		・65歳以上の者 (1) 330万円以下 1,200,000円 (2) 330万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	同 左
		・65歳未満の者 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	
所	雑 損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 ①、②いずれか多い額	同 左
	医 療 費	(医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額200万円)	同 左
	社 会 保 険 料	支払った金額	同 左
得	生命保険料	①旧契約に基づく保険料の支払金額が 15,000円以下の場合 支払金額全額 15,000円超 40,000円以下 支払金額×1/2+7,500円 40,000円超 70,000円以下 支払金額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 (一般・個人年金それぞれに適用) ①②共にある場合 上記の合計額(限度額7万円)	②新契約に基づく保険料の支払金額が 12,000円以下の場合 支払金額全額 12,000円超 32,000円以下 支払金額×1/2+6,000円 32,000円超 56,000円以下 支払金額×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円 (一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)
	地 震 保 険 料	①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②旧長期契約の場合 ※平成18年末までに締結した、保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円)	同 左
	障 害 者	26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障害者加算 23万円)	同 左
除	寡 婦 (寡 夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同 左
	勤 労 学 生	26万円	同 左
	配 偶 者	33万円 (老 人 38万円)	同 左
	扶 養	33万円 (16歳未満の者を除く) (特定扶養 45万円)(19歳以上23歳未満の者) (老 人 38万円)(70歳以上の者) (同居老親等 45万円)(")	同 左
	配 偶 者 特 別 控 除	最高 33万円 (※)	同 左
	基 礎	33万円	同 左

(※) 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円を超え76万円未満の者

2. 住民税の所得控除等一覧(続)

項 目		平 成 30 年 度	令 和 元 ～ 2 年 度
給与所得控除	(1)	1,625,000円以下 650,000円	同 左
	(2)	1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40%	
	(3)	1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円	
	(4)	3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円	
	(5)	6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円	
	(6)	10,000,000円超 2,200,000円	
年金所得控除	・65歳以上の者		同 左
	(1)	330万円以下 1,200,000円	
	(2)	330万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円	
	(3)	410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円	
	(4)	770万円超 収入金額×5%+155万5千円	
	・65歳未満の者		
	(1)	130万円以下 700,000円	
	(2)	130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円	
所 得 税 所 得 控 除	雑 損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 ①、②のいずれか多い額	同 左
	医 療 費	①(医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額200万円) ②(特定一般用医薬品等購入費－補てん額)－12,000円 (限度額88,000円) 上記 ①、②のいずれか	同 左
	社 会 保 険 料	支払った金額	同 左
	生 命 保 険 料	①旧契約に基づく保険料の支払金額が 15,000円以下の場合 支払金額全額 15,000円超 40,000円以下 支払金額×1/2+7,500円 40,000円超 70,000円以下 支払金額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 (一般・個人年金それぞれに適用) ①②共にある場合 上記の合計額(限度額7万円)	②新契約に基づく保険料の支払金額が 12,000円以下の場合 支払金額全額 12,000円超 32,000円以下 支払金額×1/2+6,000円 32,000円超 56,000円以下 支払金額×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円 (一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)
		地 震 保 険 料	①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②旧長期契約の場合 ※平成18年末までに締結した、保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円)
	障 害 者	26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障害者加算 23万円)	同 左
	寡 婦 (寡 夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同 左
	勤 労 学 生	26万円	同 左
	除	配 偶 者	納税者の合計所得金額が 900万円以下 33万円 (老 人 38万円)
			〃 900万円超950万円以下 22万円 (老 人 26万円)
			〃 950万円超1,000万円以下 11万円 (老 人 13万円)
			〃 1,000万円超 控除なし
扶 養	33万円 (16歳未満の者を除く) (特定扶養 45万円)(19歳以上23歳未満の者) (老 人 38万円)(70歳以上の者) (同居老親等 45万円)(〃)	同 左	
配 偶 者 特 別 控 除	最高 33万円 ※他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円を超え76万円未満の者	納税者の合計所得金額が 900万円以下 最高33万円	
		〃 900万円超950万円以下 最高22万円	
		〃 950万円超1,000万円以下 最高11万円	
		〃 1,000万円超 控除なし	
基 礎	33万円	同 左	
		※他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で配偶者の合計所得金額が38万円を超え123万円以下の者	

2. 住民税の所得控除等一覧(続)

項 目		令和 3 ～ 7 年 度			
給与所得控除	(1)	1,625,000円以下	550,000円		
	(2)	1,625,000円超 1,800,000円以下	収入金額×40%－100,000円		
	(3)	1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30%＋80,000円		
	(4)	3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20%＋440,000円		
	(5)	6,600,000円超 8,500,000円以下	収入金額×10%＋1,100,000円		
	(6)	8,500,000円超	1,950,000円		
年金所得控除		公的年金等にかかる雑所得以外の所得に係る合計所得金額が			
			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
	・65歳以上の者				
	(1)	330万円未満	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
	(2)	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+27万5千円	収入金額×25%+17万5千円	収入金額×25%+ 7万5千円
	(3)	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+68万5千円	収入金額×15%+58万5千円	収入金額×15%+48万5千円
	(4)	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5%+145万5千円	収入金額×5%+135万5千円	収入金額×5%+125万5千円
	(5)	1,000万円以上	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円
	・65歳未満の者				
	(1)	130万円未満	600,000円	500,000円	400,000円
	(2)	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+27万5千円	収入金額×25%+17万5千円	収入金額×25%+ 7万5千円
	(3)	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+68万5千円	収入金額×15%+58万5千円	収入金額×15%+48万5千円
	(4)	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×5%+145万5千円	収入金額×5%+135万5千円	収入金額×5%+125万5千円
	(5)	1,000万円以上	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円
所得控除	雑 損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 上記 ①、②のいずれか多い額			
	医 療 費	①(医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額200万円) ②(特定一般用医薬品等購入費－補てん額)－12,000円 (限度額88,000円) 上記 ①、②のいずれか			
	社会保険料	支払った金額			
	生命保険料	①旧契約に基づく保険料の支払金額が		②新契約に基づく保険料の支払金額が	
		15,000円以下の場合	支払金額全額	12,000円以下の場合	支払金額全額
		15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2＋7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2＋6,000円
		40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4＋17,500円	32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4＋14,000円
		70,000円超	35,000円	56,000円超	28,000円
		(一般・個人年金それぞれに適用)		(一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)	
	地震保険料	①②共にある場合		上記の合計額(限度額7万円)	
①地震保険料の場合					
支払金額が50,000円以下		支払金額×1/2			
支払金額が50,000円超		25,000円(限度額)			
②旧長期契約の場合					
※平成18年末までに締結した、保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの					
支払金額が5,000円以下	支払金額の全額				
5,000円超 15,000円以下	支払金額×1/2＋2,500円				
15,000円超	10,000円(限度額)				
①・②共にある場合	上記の合計額(限度額25,000円)				
障 害 者	26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障害者加算 23万円)				
寡婦(ひとり親)	26万円(ひとり親 30万円)				
勤 労 学 生	26万円				
除	配 偶 者	納税者の合計所得金額が 900万円以下		33万円 (老人 38万円)	
		900万円超950万円以下		22万円 (老人 26万円)	
		950万円超1,000万円以下		11万円 (老人 13万円)	
		1,000万円超		控除なし	
	扶 養	33万円 (16歳未満の者を除く) (特定扶養 45万円)(19歳以上23歳未満の者) (老人 38万円)(70歳以上の者) (同居老親等 45万円)(〃)			
配偶者特別控除	納税者の合計所得金額が 900万円以下		最高33万円		
	900万円超950万円以下		最高22万円		
	950万円超1,000万円以下		最高11万円		
	1,000万円超		控除なし		
	※他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で 配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の者				
基礎	納税者の合計所得金額が 2,400万円以下		43万円		
	2,400万円超2,450万円以下		29万円		
	2,450万円超2,500万円以下		15万円		
	2,500万円超		控除なし		

(参考) 所得税の所得控除一覧

項 目	平 成 5 年 分	平 成 6 年 分	平 成 7～9 年 分
雑 損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 ①、②いずれか多い額	同 左	同 左
医 療 費	(医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同 左	同 左
社 会 保 険 料	支払った金額	同 左	同 左
生 命 保 険 料	支払金額が 25,000円以下の場合 支払金額全額 25,000円超 50,000円以下 支払金額×1/2+12,500円 50,000円超 100,000円以下 支払金額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (個人年金保険料についても生命保険料控除と同じ仕組みで別枠控除される。)	同 左	同 左
損 害 保 険 料	短期損害保険の場合 支払金額が2,000円以下 支払金額全額 2,000円超 4,000円以下 支払金額×1/2+1,000円 4,000円超 3,000円 長期損害保険の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 15,000円)	同 左	同 左
寄 附 金	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の25%) とのいずれか少ないほうの金額}－1万円	同 左	同 左
障 害 者	27万円(特別障害者 35万円)	同 左	同 左
老 年 者	50万円	同 左	同 左
寡 婦 (寡 夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同 左	同 左
勤 労 学 生	27万円	同 左	同 左
配 偶 者	35万円 (老 人 45万円) (同居特別障害者 65万円)	同 左	38万円 (老 人 48万円) (同居特別障害者 68万円)
扶 養	35万円(特定扶養 45万円) (老 人 45万円) (同居老親等 55万円) (同居特別障害者 65万円)	35万円(特定扶養 50万円) (老 人 45万円) (同居老親等 55万円) (同居特別障害者 65万円)	38万円(特定扶養 53万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 68万円)
配 偶 者 特 別 控 除	最高 35万円	同 左	最高 38万円
基 礎	35万円	同 左	38万円

平成 10 年 分	平成 11 年 分	平成 12～15 年 分	平成 16 年 分
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
27万円(特別障害者40万円)	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
38万円 (老 人 48万円) (同居特別障害者 73万円)	同 左	同 左	同 左
38万円(特定扶養 58万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	38万円(16歳未満 48万円) (特 定 扶 養 63万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	38万円(特定扶養 63万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	同 左
同 左	同 左	同 左	最高 38万円(他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が76万円未満の者)
同 左	同 左	同 左	同 左

(参考)所得税の所得控除一覧(続)

項 目	平 成 17 年 分	平 成 18 年 分
雑 損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 ①、②いずれか多い額	同 左
医 療 費	(医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同 左
社 会 保 険 料	支払った金額	同 左
生 命 保 険 料	支払金額が 25,000円以下の場合 支払金額全額 25,000円超 50,000円以下 支払金額×1/2+12,500円 50,000円超 100,000円以下 支払金額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (個人年金保険料についても生命保険料控除と同じ仕組みで別枠控除される。)	同 左
損 害 保 険 料 (地震保険料)	短期損害保険の場合 支払金額が2,000円以下 支払金額全額 2,000円超 4,000円以下 支払金額×1/2+1,000円 4,000円超 3,000円 長期損害保険の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 15,000円)	同 左
寄 附 金	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の30%) とのいずれか少ないほうの金額}－1万円	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の30%) とのいずれか少ないほうの金額}－5,000円
障 害 者	27万円(特別障害者 40万円)	同 左
寡 婦 (寡 夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同 左
勤 労 学 生	27万円	同 左
配 偶 者	38万円 (老 人 48万円) (同居特別障害者 73万円)	同 左
扶 養	38万円(特定扶養 63万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	同 左
配 偶 者 除 特 別 控 除	最高 38万円(他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象 配偶者に該当しない者で合計所得金額が76万円未満の者)	同 左
基 礎	38万円	同 左

平成 19～22 年 分	平成 23 年 分
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額全額 支払金額が50,000円超 5万円 ②長期損害保険料の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 ①、②共にある場合 上記の合計額 (限度額 50,000円)	同 左
{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の40%)とのいずれか少ないほうの金額}－5,000円	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の40%)とのいずれか少ないほうの金額}－2,000円
同 左	27万円(特別障害者 40万円) (同居特別障害者加算 35万円)
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	38万円 (老人 48万円)
同 左	38万円(16歳未満の者を除く) (特定扶養 63万円)(19歳以上23歳未満の者) (老人 48万円)(70歳以上の者) (同居老親等 58万円)(〃)
同 左	同 左
同 左	同 左

(参考)所得税の所得控除一覧(続)

項 目	平 成 24 ～ 28 年 分	平 成 29 年 分
雑 損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 ①、②いずれか多い額	同 左
医 療 費	(医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	① (医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円) ② (特定一般用医薬品等購入費－補てん額)－12,000円(限度額 88,000円) 上記①、②のいずれか
社 会 保 険 料	支払った金額	同 左
生 命 保 険 料	①旧契約に基づく保険料の支払金額が 25,000円以下の場合 支払金額全額 25,000円超 50,000円以下 支払金額×1/2+12,500円 50,000円超 100,000円以下 支払金額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (一般・個人年金それぞれに適用) ①②共にある場合 上記の合計額 (限度額12万円)	②新契約に基づく保険料の支払金額が 20,000円以下の場合 支払金額全額 20,000円超 40,000円以下 支払金額×1/2+10,000円 40,000円超 80,000円以下 支払金額×1/4+20,000円 80,000円超 40,000円 (一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)
地 震 保 険 料	①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額全額 支払金額が50,000円超 50,000円 ②旧長期契約の場合 ※ 平成18年末までに締結した保険期間が10年以上で 満期返戻金があるもの 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 ①、②共にある場合 上記の合計額 (限度額 50,000円)	同 左
寄 附 金	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の40%) とのいずれか少ないほうの金額}－2,000円	同 左
障 害 者	27万円(特別障害者 40万円) (同居特別障害者加算 35万円)	同 左
寡 婦 (寡 夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同 左
勤 労 学 生	27万円	同 左
配 偶 者	38万円 (老 人 48万円)	同 左
扶 養	38万円(16歳未満の者を除く) (特定扶養 63万円)(19歳以上23歳未満の者) (老 人 48万円)(70歳以上の者) (同居老親等 58万円)(〃)	同 左
配 偶 者 特 別 控 除	最高 38万円 (他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控 除対象 配偶者に該当しない者で合計所得金 額が76万円未満の者)	同 左
基 礎	38万円	同 左

平成 30 ～ 令和 元 年 分	令和 2 ～ 6 年 分
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	ひとり親 35万円 寡婦 27万円
同 左	同 左
納税者の合計所得金額が 900万円以下 38万円（老人 48万円） " 900万円超950万円以下 26万円（老人 32万円） " 950万円超1,000万円以下 13万円（老人 16万円） " 1,000万円超 控除なし	同 左
同 左	同 左
納税者の合計所得金額が 900万円以下 最高38万円 " 900万円超950万円以下 最高26万円 " 950万円超1,000万円以下 最高13万円 " 1,000万円超 控除なし ※他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で 配偶者の合計所得金額が38万円を超え123万円以下の者	納税者の合計所得金額が 900万円以下 最高38万円 " 900万円超950万円以下 最高26万円 " 950万円超1,000万円以下 最高13万円 " 1,000万円超 控除なし ※他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者 で配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の者
同 左	2,400万円以下 48万円 2,400万円超2,450万円以下 32万円 2,450万円超2,500万円以下 16万円 2,500万円超 控除なし

(参考)所得税の所得控除一覧(続)

項 目	令和7年分					
雑 損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 ①、②いずれか多い額					
医 療 費	①(医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%)と10万円とのいずれか低い金額}(限度額 200万円) ②(特定一般用医薬品等購入費－補てん額)－12,000円(限度額 88,000円) 上記①、②のいずれか					
社 会 保 険 料	支払った金額					
生 命 保 険 料	①旧契約に基づく保険料の支払金額が 25,000円以下の場合 支払金額全額 25,000円超 50,000円以下 支払金額×1/2+12,500円 50,000円超 100,000円以下 支払金額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (一般・個人年金それぞれに適用) ①②共にある場合 上記の合計額(限度額12万円) ②新契約に基づく保険料の支払金額が 20,000円以下の場合 支払金額全額 20,000円超 40,000円以下 支払金額×1/2+10,000円 40,000円超 80,000円以下 支払金額×1/4+20,000円 80,000円超 40,000円 (一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)					
地 震 保 険 料	①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額全額 支払金額が50,000円超 50,000円 ②旧長期契約の場合 ※平成18年末までに締結した保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 ①、②共にある場合 上記の合計額(限度額 50,000円)					
寄 附 金	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の40%)とのいずれか少ないほうの金額}－2,000円					
障 害 者	27万円(特別障害者 40万円) (同居特別障害者加算 35万円)					
ひとり親 寡	ひとり親 35万円 寡婦 27万円					
勤 労 学 生	27万円					
配 偶 者	納税者の合計所得金額が 900万円以下 38万円(老人 48万円) " 900万円超 950万円以下 26万円(老人 32万円) " 950万円超 1,000万円以下 13万円(老人 16万円) " 1,000万円超 控除なし					
扶 養	38万円(16歳未満の者を除く) (特定扶養 63万円)(19歳以上23歳未満の者) (老人 48万円)(70歳以上の者) (同居老親等 58万円)(")					
配 偶 者 別 特	納税者の合計所得金額が 900万円以下 最高38万円 " 900万円超 950万円以下 最高26万円 " 950万円超 1,000万円以下 最高13万円 " 1,000万円超 控除なし ※他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で配偶者の合計所得金額が58万円を超え133万円以下の者					
特 定 親 族 別 特	19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額が 58万円超 85万円以下 63万円 105万円超 110万円以下 21万円 " 85万円超 90万円以下 61万円 110万円超 115万円以下 11万円 " 90万円超 95万円以下 51万円 115万円超 120万円以下 6万円 " 95万円超 100万円以下 41万円 120万円超 123万円以下 3万円 " 100万円超 105万円以下 31万円					
基 礎	納税者の合計所得金額が 132万円以下 95万円 2,350万円超 2,400万円以下 48万円 " 132万円超 336万円以下 88万円 2,400万円超 2,450万円以下 32万円 " 336万円超 489万円以下 68万円 2,450万円超 2,500万円以下 16万円 " 489万円超 655万円以下 63万円 2,500万円超 控除なし " 655万円超 2,350万円以下 58万円					

3. 過去5カ年における主な税制改正等による増減収額

(単位:百万円)

税目等 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人市民税					○定額減税 △ 9,034 ○東日本大震災復興基本法の理念に基づく財源確保のための臨時措置の終了 △ 414
法人市民税	○法人税割の税率の引下げ △ 5,323	○法人税割の税率の引下げ △ 6,166			
固定資産税		○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における中小事業者等に対する軽減措置 △ 3,059	○負担調整措置の特例(据置き措置)の終了 1,900		
軽自動車税					
市たばこ税	○税率の引上げ 312	○税率の引上げ 820			
事業所税					
都市計画税		○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における中小事業者等に対する軽減措置 △ 448	○負担調整措置の特例(据置き措置)の終了 400		
その他の市税					
市税合計	△ 5,011	△ 8,853	2,300	-	△ 9,448

航空機燃料税					
分離課税所得割金					
県民税所得割金					
法人事業税交付金	○法人事業税交付金の創設 3,724				
地方消費税交付金	○税率の引き上げ 4,510	○税率の引き上げ 3,909			
その他の譲与税金					
税外収入計	8,234	3,909	-	-	-

(注) 端数の関係で、総数と内訳の合計とは一致しない場合がある。

